

2. 恩德積立金。解雇。生活困難補助
 即時支給 20人。
 5. 現今恩德補助 9 时内 = 2000。
 6. 在籍(守身) = 11. 2岁 支給 10人
 7. 疎果者 = 11. 1人 = 付 5 岁増 2人。
 8. 衛生設備完全 = 200 2人。
 9. 公傷 协会 10 院 / 全数 2 院 1人
 10. 自己病者 10 院 / 协会 11. 3 日 以上 1人
 11. 自己病者 10 院 / 协会 11. 3 日 以上 1人
 12. 自己病者 10 院 / 协会 11. 3 日 以上 1人
 13. 自己病者 10 院 / 协会 11. 3 日 以上 1人
 14. 自己病者 10 院 / 协会 11. 3 日 以上 1人
 15. 自己病者 10 院 / 协会 11. 3 日 以上 1人

4. 社会生活者。社会引扣 1 时 2人。
 社会 - 生活引扣者。解雇後 在 5 = 2 院
 但。恩德積立金 配生并 = 2 院 及 3 院
 7 是更 2。
 5. 恩德補助 9 时内 = 2000. (20 至 10 时)
 6. 恩德。——
 7. 恩德。——
 8. 入院中。10 院 全数 1 院 1人
 11. 10 院 / 全数 2 院。
 12. 入院後 3 月 以上 1 院
 13. 入院後 3 月 以上 1 院
 14. 入院後 3 月 以上 1 院
 15. 入院後 3 月 以上 1 院

4. 要 求 案 (2. 19.)
 日中車輛製造株式會社 (東京支店)
 1. 木工、道具料 12 万。毎月 10 日 迄 永
 欠 = 支給 20 2人。
 2. 右 認 告 難 中 味。等 額 増 額 2
 00 2人。
 * —

5. 解 決 案 (2. 29.)
 1. 排年 10 院 義務 2 院 1 人 = 1 院
 2. 排年 10 院 2 人。
 3. 1/4 月 / 80 时 以上 勤 務 2 5 院
 4. 諸 員 以 外 者 2 院 7 人。2 日 合 7 院
 5. 諸 員 以 外 者 2 院 7 人。2 日 合 7 院
 6. 諸 員 以 外 者 2 院 7 人。2 日 合 7 院
 7. 木工 恩德 2 院。5 月 以 降 毎
 月 欠 勤 中 者 = 11. 10 院 2 日 台 1 院
 12 万 200 2人。
 * —